○農林水産省告示第二千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字長谷字梨子ノ木四四四の四、四四四の二一、四四四の二二、字藤河内五三七から五三九まで、字大越七一〇の四、七一〇の六、七一〇の七、七一〇の九、七一〇の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梨子ノ木四四四の四・四四四の二一・字大越七一〇の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町上名野川字ナガサキ一七二九の七一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第二千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）